

○防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成29年法律第42号）による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（火薬類取締法の適用除外）

第一百六条 （略）

2 自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱についての火薬類取締法（前項の規定により適用を除外される規定を除く。）の適用については、政令で特例を定めることができる。

3 （略）

（船舶法等の適用除外）

第一百九条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）の規定は、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下単に「陸上自衛隊の使用する船舶」という。）については、適用しない。

2 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）、船舶安全法、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）及び小型船舶の登録等に関する法律の規定は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下この章において同じ。）の使用する船舶については、適用しない。ただし、船舶安全法第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、海上自衛隊の政令で定める船舶については、適用があるものとする。

3 陸上自衛隊の使用する船舶又は海上自衛隊の使用する船舶は、防衛省令で定めるところにより、国の所有に属するものにあつては国籍を証明する書類を、その他のものにあつては陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用するものであることを証明する書類を備え付けなければならない。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外）

第一百十条 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定は、陸上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

2 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定は、海上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員又はこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

（陸上自衛隊の使用する船舶及び海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等）

第一百十一条 防衛大臣は、陸上自衛隊の使用する船舶及び海上自衛隊の使用する船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

○火薬類取締法（昭和25年法律第149号）（抄）

（係留船等の特則）

第五十条 係留船を火薬庫に使用する場合及び船舶に常用火薬類を貯蔵する場合には、第十一条、第十二条、第十二条の二第二項、第十四条第二項、第十六条第二項、第三十五条の二及び第五十二条中「経済産業省令」とあるのは、「国土交通省令」と、「都道府県知事」とあるのは、「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と読み替えるものとする。

2 （略）

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十七 （略）

十八 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

2・3 （略）